

諮問日：令和3年3月22日（令和2年度（最情）諮問第42号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第12号）

件名：最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室が記載されていない理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室の存在が記載されていない理由が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所のホームページ等に掲載されている最高裁判所の機構図は、裁判所法や最高裁判所規則等に規定のある組織機構について分かりやすく図解したものである。機構図の記載事項の取捨選択について、その理由を逐一説明した文書は作成しておらず、作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

よって、不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所のホームページ等に掲載されている最高裁判所の機構図は、裁判所法や最高裁判所規則等に定められている組織機構について分かりやすく図解したものであり、機構図の記載事項の取捨選択について、その理由を逐一説明した文書は、作成する必要がなく、現に作成されていないことから、本件開示申出文書は作成又は取得をしていないとすることである。機構図の作成が裁判所法や最高裁判所規則等に定められている組織機構について分かりやすく図解するという目的によることを踏まえれば、機構図の記載事項の取捨選択についてその理由を逐一説明した文書を作成する必要がないとする上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子